

会 議 録

会 議 の 名 称	令和３年度第２回弘前市文化芸術推進審議会
開 催 年 月 日	令和３年７月３０日（金）
開始・終了時刻	１０時３０分から１２時００分まで
開 催 場 所	弘前市役所 市民防災館３階 防災会議室
議長等の氏名	小川 幸裕
出 席 者	会長 小川 幸裕、 会長職務代理 杉山 祐子、 委員 東海 孝尚、 委員 古川 浩樹、 委員 鴻野 孝典 委員 佐藤 寿子、 委員 大川 誠、 委員 武田 孝三 委員 島田 之恵
欠 席 者	なし
事務局職員の 職 氏 名	観光部長 神 雅昭 文化振興課長 佐藤 孝子 同課長補佐 安田 広記 同主幹 金川 浩人 同主事 齋藤 翔太
会 議 の 議 題	１ パブリックコメントの結果と対応について ２ 答申について
会 議 結 果	下記会議内容に記載のとおり
会議資料の名称	・資料１ 【文化芸術振興計画パブコメ】意見及び回答 ・資料２ 弘前市文化芸術推進計画（素案修正版） ・資料３ 答申書（案）
会 議 内 容 （ 発 言 者 、 発 言 内 容 、 審 議 経 過 、 結 論 等 ）	１．開会 ２．会長挨拶 ３．議事 議題１ 弘前市文化芸術振興計画素案に係るパブリックコメントの結果と対応について （事務局） 資料１および当日追加資料に基づき、パブリックコメントで出た意見に対する事務局の対応について説明。 （委員） 資料１ P.21 中段の意見番号 53 番に関連してだが、弘前市民文化祭の起ち上げ時に、弘前市の指導のもと、弘前市民文化祭実行委員会事務

	局を社会教育協議会に置き、実行委員会会長を弘前市社会教育協議会とすることになったという経緯がある。 これを市主導の運営に戻すのは無理がある。 (委員) 資料2 P.45 の推進体制図の中に記載のある「大学の専門性を発揮した文化芸術教育」は、後ろに「等の人材教育」と文言を付け足すのはどうか。 → (事務局) ご指摘のとおり対応いたします。 (委員) 前回の審議会で基本理念の検討を行った際に、「文化都市ひろさき」や「市」という文言がよいと言ったところ、他の委員の皆さんからは「都市」という文言は冷たい印象を受けるため、「まち」という文言のほうがよいという意見があった。 個人的には、キャッチフレーズであれば感情を含んだ表現でいいが、理念は不変的なものだと思う。 だからといって今から「都市」に変えてくれということではなく、「都市」ではなく「まち」を採用した理論や根拠を用意しておいたほうがいいのではないか。 また、全体でところどころ「まち」という文言がある中で、後ろの文章とのつながりを考えると、「市」や「当市」という文言の方がよいのではないかと思うところがある。「まち」という文言が重ね言葉になっているところがあるのでそれも見直したほうがいいのではないか。 → (議長) 例えば、「市」という漢字の語源がどのような意味を持っているかなどを調べて理由付けを用意しておく必要があると思う。今回の基本理念は人を育てていくことに焦点を置いており、その表現としてはひらがなを使用することが適切だろうという議論を前回の審議会で行った。一般市民に説明を行う際も今の内容であれば理解してもらえるのではないだろうか。 → (委員) 「市」という文言は行政区分に使用されるが、今回の基本理念は行政区分に限るものというよりも、人が生きている場・生活・歴史を含んだ弘前の「まち」として表現したということではいかがだろうか。
--	--

	→ (委員) 弘前市では「弘前市協働によるまちづくり推進条例」に基づいて市民や学生などが様々な活動が行っているので、その意味でも、人に焦点を当てた「まち」として捉えるほうが良いと思う。 → (委員) 観光というとその土地の文化なりを学ぶ意味合いがある。「市」というエリアを超えた交流を考えても「まち」のほうが理解しやすいと思う。 → (議長) その他委員から指摘のあった箇所についても、事務局で再度見直しをしてほしい。 (議長) パブリックコメントで意見が上がっているように、利用料の軽減や文化団体への補助は今後検討していく項目だと思うが、その検討の際に、市民だけを優遇する形だと基本理念と合致しない。 例えば学生に対する事業を行う際は、この地域で通学している学生であれば近隣市町村に居住する学生にも対象を広げるなどの配慮をしないと計画の趣旨からずれてしまう。 (委員) 資料2 P.6 の文化芸術の範囲について、工芸の分野は記載されているどの分野にも当てはまらないので、追加したほうがいいのではないか。 → (議長) 文化芸術の範囲については、文化芸術基本法第8条に照らし合わせた整理を行っている。ただ、市の計画なので、工芸についても強調していいのではないかと思う。何かしら説明文を入れる、もしくは工芸に近い分野があればそこに組み込むこともできるかと思う。 → (事務局) 地域における文化芸術という分野に入れることも考えられます。 → (委員) 工芸は美術の分野に捉えることもできる。 → (委員) 美術作家連盟においても工芸という分野を美術として捉えている。 → (委員) 学習指導要領では芸術の中に工芸という科目が入る。
--	---

	→ (委員) 美術的な工芸もあれば、生活雑貨としての工芸もある。 → (議長) 今回の計画は教育も重視しているので、「文化芸術基本法第8条から第14条に基づいて」と表現を広げ、教育の枠組みの表記を用いて、芸術の中に入れるのはどうか。 → (委員) 学習指導要領では、技術もアートも芸術として捉えている。 → (事務局) 今回の計画は、国の法律に基づいて策定し、法律の中で用いられている文化の範囲を組み込んでいます。国だけではなく他の自治体で策定している計画でも工芸を明記していないように見受けられます。 例えば津軽塗など、文化財に指定された工芸であれば文化財の分野にも入ってきますし、複数にまたがっているのが実態だと思います。 学校での枠組みというのもその通りですが、文化芸術基本法に基づく、その枠組みの中には入らなくなります。 ただ、工芸についてもできるだけ計画の中で触れていきたいと思います。弘前市の計画ということも踏まえて、どのように表現していくか考えてまいります。 → (委員) ここでいう工芸がただの工芸か伝統工芸かということもあるとおもう。今回の計画で対象としているのは、伝統工芸がより近いのではないか。そうであれば、区分の一番下に伝統工芸という項目を入れたほうがいいのではないか。 → (委員) 伝統工芸は物産の中に含まれるものでもある。どの分野に入れるか難しいところだ。 → (議長) 文化芸術の範囲として、文化芸術基本法に沿うことはベストではないがベターだとして採用した。工芸は全員が大事な文化芸術だと思っているが、その他さまざまな分野も文化芸術として挙げることができるので、それを1つ1つ議論していくのは難しい。今回は国の指針に従って策定する計画なので、その枠組みの中で整理し、これを土台として次の計画の際により詳細な分野について議論し、市の独自性を強調していくのもいいかと思う。 ただ、その分野についてまったく触れていないと、その分野について
--	--

	評価されていないと受け取られてしまうので、次に発展していくときにより多様な文化芸術に触れていきたいという文言を入れたほうが良い。 →（委員） 文化芸術基本法では芸術の分野の中に「その他の芸術」という表現がある。ここに例示を入れるのはどうか。 →（議長） 例示として工芸だけを上げるのもおかしくなってしまう。「文化芸術の範囲については、文化芸術基本法第8条から第14条を参考として弘前市の文化芸術とする」という表現にして、美術の中に工芸を組み込むこと、もしくは地域における文化芸術の中で固有の伝統工芸という位置づけにするのはどうか。 →（事務局） 工芸なのか伝統工芸なのかというところもありますが、何かしら工芸を見えるような形にはしたいと思います。 ただ、資料2 P.55～56 で文化芸術基本法の抜粋があり、P.55 の下部で芸術以降の定義づけがされていますが、なかなか工芸がきれいに当てはまる場所がないので、工芸が大事な文化芸術の1つとは思っていますが、位置づけが難しいと思っています。 →（委員） 美術というと、絵画や彫刻などの1つとして工芸があると思う。美術という言葉の中に工芸があるという認識だ。工芸だけを入れると他にも入れる言葉が無限に広がってしまう。 →（議長） 工芸がどの分野に含まれるのかは人によって異なるが、少なくとも工芸が文化芸術の分野に含まれることは本計画を読んだ人も感じ取ると思うので、あえて工芸を文字化する必要性もないかと思う。 市の計画として文化芸術の分野に工芸が含まれることの必要性が今後明らかになれば、次期計画であらためて工芸を文字化することを検討することにしたい。
--	--

	議題2 答申について (事務局) 資料3に基づき、審議会から市への計画に対する答申内容について説明。 (議長) 先ほど活発な議論があったので、文化芸術の範囲についての項目を追加してほしい。 (委員) アンケートでは50%以上の人が市から文化芸術を行う人々に支援を行うべきとあった。例えば練習する場の不足確保が難しいことに対して、市がどの程度まで支援が可能か示すことができるのであれば伺いたい。 → (議長) 今後、関係部署と調整しながら示していくことは可能か。 → (事務局) 可能な支援について今すぐにお示しすることは難しいが、まずは市の文化施設の中でどの施設が文化芸術活動の場として使用できるのか、どのような設備が整っているのかなどのアナウンスを積極的に行っていきたいと思います。 さらに、部局横断で、文化芸術活動の場として使用できる施設がないか探し、ご案内していきたいと思います。 → (委員) 例えば市内で展覧会などを開催したいときも、会場の空きが出るまで何ヶ月も待たないといけない場合があるので、このような状況を解消できないか。 → (委員) 弘前れんが倉庫美術館のフリースペースはいい場所なので、一度見てみてはいかがか。今は割と予約も空いている。 → (事務局) 使用目的によっては弘前偕行社も使用できますし、文化財指定施設で今後使用のハードルが下がれば候補として挙がってくる施設もあります。 公共施設だけでは需要が高いので、弘南鉄道での展示や中央弘前駅の一部を展示会場として使用、イトーヨーカ堂の地下連絡通路、ヒロロ
--	--

	4 階のゲームセンター横のスペースなど、民間施設も使用していただきたいと思います。 →（委員） 場所不足の要因の 1 つとして、コロナの影響で学校開放ができないことが大きい。もう 1 つは、弘前文化センターが改修で使用できないこともある。例えば、市民会館のホールが使用されていないときに、練習室やホワイエを貸し出すことや、総合学習センターのホールが使用されていないときに楽屋を貸し出すことを検討してほしい。 →（議長） 資料 2 P.45 の推進体制図で掲げている「連携・協働のプラットフォーム」において、情報を集約し市民が求める適切な情報発信をしていくと述べているので、この方向性で項目を追加してほしい。 （議長） 資料 3 P.2 の【情報発信について】でろうあ者と記載しているが、ろうあ者のみをピックアップする必要性はないので、「障がい者」や「高齢者」という文言を入れたほうがいい。 また、この文章は前回の審議会で意見の出た SDG s についての話を踏まえての記載なので、SDG s についても触れたほうがいい。 （委員） 計画を市のホームページに掲載する際に、文化施設の情報が一覧で確認できる URL を併せて掲載してほしい。 4. 閉会
その他必要事項	なし